

平成31年度 信州大学広報・放送公開講座
企画・制作及び放送業務 仕様書

1. 業務名

平成31年度 信州大学広報・放送公開講座 企画・制作及び放送業務

2. 業務の概要

- ① 平成31年度の信州大学広報・放送公開講座の番組(以下「番組」という。)を企画・制作し、あらゆる方法で番組告知を行いつつ、放送を実施する。
- ② 委託期間は、請負決定日から平成32年3月31日までとする。

3. 業務の趣旨

信州大学(以下「本学」という。)は平成 30 年度に大学院博士課程の総合医理工学研究科を設置、目玉となる必修科目として「先鋭領域融合研究群最先端研究特講」を開始した。

この講義は学生の「俯瞰して考える力」を養成するもので、講義を行う教員(研究者)にも、それなりの表現力や工夫、造詣が求められており、この教育の中で信州大学を代表する教員も育成していけるものと考えている。本業務は、この特別講義を中心に選出した中堅・若手による教員と研究にフォーカスし、本学の教育・研究を代表する「顔」としてタレントイノベーションした番組の企画・制作を行う。

よってこの放送公開講座は本学の広報活動を代表する動画コンテンツとして、大学のブランドをも訴求できるものとする。また、これまでも教員と研究を扱う番組構成はあったが、今回はより効果的な構成、表現等にステージアップすることを考えており、プロのディレクション機能が発揮されるよう、経費についても見直しをかけた。

4. 企画提案の前提

以下の基本要件を踏まえた上、企画提案書作成要領(別紙2)に基づき、企画提案を行うこと。

【対象者】 ①一般 ②高校生と保護者

【目的】 信州大学を代表する中堅・若手を中心とした研究者の、タレントイノベーションによる大学ブランディング

5. 業務内容

- ① 請負者は、テーマ・コンセプト等をよく理解し、企画提案作成要領(別紙2)に基づいて番組構成と表現の手段について、従来とは違う方法を提案し、1回あたり30分の放送番組を年間6本、企画・制作、年度末までに、長野県内全域を放送対象地域とする民間放送局で放送するものとする。
- ② 請負者は、各放送番組の構成、素材、取材、編集、収録及び監修等について、採用された企画提案に基づいて、本学の企画担当者とは直接十分な打合せを行い、制作するものとする。
- ③ 請負者は、本学の放送公開講座企画担当者の了承の下、各放送番組の出演予定者への連絡および撮影スケジュール等の調整業務を行うものとする。
- ⑤ 請負者は放送前に、本学の放送公開講座企画担当者に、番組内容の確認をとるものとする。
- ⑥ 請負者は、本学担当者と十分な打合せの上、15秒の番組告知CM素材を1番組につき1種制作し、各放送番組の放送日の1週間前から放送時間前までの7時～24時の間に2回以上放送するものとする。
- ⑦ 請負者は、放送番組の放送終了後、放送番組毎に収録したDVD2本およびMPEG2データ、および最終版となるシナリオ台本(PDF)を信州大学総務部総務課広報室へ直ちに納入するものとする。

る。

6. CMの取り扱い

請負者において番組提供者(以下「スポンサー」という。)を選定し、1番組につき3分以内、スポンサーのCMを番組の中で放送することは差し支えないものとする。ただし、スポンサーについては、本学の企画担当者に事前に報告し、了承を得るものとする。

7. 代金の請求方法

請負者は、全ての放送が終了し、かつ放送番組毎に収録した全てのDVDおよびMPEG2データを信州大学総務部総務課広報室に納入後に代金を請求するものとし、請求書は信州大学財務部経理調達課に送付するものとする。

8. 代金の支払方法

代金は、業務完了後、1回に支払うものとする。発注者は適正な支払請求書を受領した日の属する月の翌月の末日までに支払うものとする。

9. 請負条件

- ① 平成31年度信州大学放送公開講座実施計画書(詳細内容は、請負者と打ち合わせの上決定)及び本仕様書、関連資料に基づき、誠実に実施するものとする。
- ② 請負者は業務を確実に遂行できる体制を整え、課題発生の際、また緊急の場合にも、本学の企画担当者と連絡調整を行うものとする。
- ③ 番組制作責任者は、今回意図した仕様の番組制作に十分な経験を有する者があたる。
- ④ ロケや取材に係わる交通費、諸経費などのすべての経費はすべて契約額に含む。
- ⑤ ロケや取材および編集に係わるカメラ、ビデオ、マイク、照明など必要な機材及び移動用車両などはすべて請負者が準備する。

10. 特定の媒体への2次利用

制作した番組は、本学が開設する動画チャンネル(Youtube信大チャンネル)等のWEBストリーミング及びe-Learningなどの教育素材としての活用、ガイダンスや高校、展示会等での上映などの特定媒体は、本学の判断で2次利用できるものとする。

2次利用にあたっては、著作権料など新たな権利処理の費用および、基本的にはWEBストリーミング期間の制約などが発生しないよう、番組放送と一括の権利処理を請負者が行うものとする。但し、上記媒体に使用するにあたっては、放送番組以外の素材との結合は行わないものとし、再編集に伴う編集責任は本学が負うものとする。

11. 下請会社の権利処理

制作に係る第3者が本学の2次利用を妨げないよう、請負者の下で権利処理を行うものとする。

12. その他

その他不明な点については本学の企画担当者と協議し、業務を遂行する。